

# 官報号外 昭和二十九年五月十九日

## ○第十九回 参議院会議録第四十八号

昭和二十九年五月十九日(水曜日)午後四時十五分開議	議事日程 第四十八号
昭和二十九年五月十九日	午前十時開議
午前十時開議 (前会の続)	第一 農林省関係法令の整理に關する法律案(衆議院提出)
午前十時開議 (前会の続)	第二 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
午前十時開議 (前会の続)	第三 通商産業省関係法令の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
午前十時開議 (委員長報告)	第四 公職選舉法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
午前十時開議 (委員長報告)	第五 日本放送協会昭和二十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書
午前十時開議 (委員長報告)	第六 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法(内閣提出、衆議院送付)
午前十時開議 (委員長報告)	第七 國際連合の軍隊に関する民事特別法の適用に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
午前十時開議 (委員長報告)	第八 道路整備特別措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
午前十時開議 (委員長報告)	第九 モーターボート競走法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
午前十時開議 (委員長報告)	第一〇 高知県物部川東岸改修工事促進に関する請願
午前十時開議 (委員長報告)	第一一 岡山漁村の農業協同組合等の法人税減免に関する請願
午前十時開議 (委員長報告)	第一二 国有地の地上権確認に関する請願
午前十時開議 (委員長報告)	第一三 旧軍用財産の防衛諸施設使用計画に関する請願
午前十時開議 (委員長報告)	第一四 岩手県田瀬ダム建設に伴う漁業権補償の請願(一件)
午前十時開議 (委員長報告)	第一五 兵庫県猪名川改修工事施行に関する請願
午前十時開議 (委員長報告)	第一六 群馬県藤原ダム建設に伴う補償等の請願(委員長報告)
午前十時開議 (委員長報告)	第一七 群馬県藤原ダム建設に伴う補償道路等確定の請願
午前十時開議 (委員長報告)	第一八 災害復旧費国庫補助概算交付に関する請願(委員長報告)
午前十時開議 (委員長報告)	第一九 兵庫県円山川改修工事促進に関する請願(委員長報告)
午前十時開議 (委員長報告)	第二〇 高知県物部川東岸改修工事促進に関する請願(委員長報告)
午前十時開議 (委員長報告)	第二一 岡山県栗谷川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)
午前十時開議 (委員長報告)	第二二 岡山県湯船川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)
午前十時開議 (委員長報告)	第二三 岡山県野土路川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)
午前十時開議 (委員長報告)	第二四 岡山県中谷川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)
午前十時開議 (委員長報告)	第二五 岡山県山桑川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)
午前十時開議 (委員長報告)	第二六 岡山県西谷川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)
午前十時開議 (委員長報告)	第二七 岡山県皆燒川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)
午前十時開議 (委員長報告)	第二八 岡山県且土川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)
午前十時開議 (委員長報告)	第二九 岡山県西河内川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)
午前十時開議 (委員長報告)	第三〇 岡山県行者川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)
午前十時開議 (委員長報告)	第三一 岡山県引谷川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)
午前十時開議 (委員長報告)	第三二 岡山県塙谷川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)
午前十時開議 (委員長報告)	第三三 岡山県中谷川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)
午前十時開議 (委員長報告)	第三四 岡山県道仙寺川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)
午前十時開議 (委員長報告)	第三五 岡山県羽出西谷川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)
午前十時開議 (委員長報告)	第三六 岡山県下芳川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)
午前十時開議 (委員長報告)	第三七 岡山県舟山川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)
午前十時開議 (委員長報告)	第三八 岡山県鴨の羽川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)
午前十時開議 (委員長報告)	第三九 岡山県阿波川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)
午前十時開議 (委員長報告)	第四〇 岡山県加茂町公郷地内砂防工事施行に関する請願(委員長報告)
午前十時開議 (委員長報告)	第四一 岡山県中田川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)
午前十時開議 (委員長報告)	第四二 岡山県五番川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)
午前十時開議 (委員長報告)	第四三 岡山県斧谷川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)
午前十時開議 (委員長報告)	第四四 岡山県柳谷川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)
午前十時開議 (委員長報告)	第四五 岡山県大井町宮部上地内砂防工事施行に関する請願(委員長報告)
午前十時開議 (委員長報告)	第四六 岡山県宮地川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)
午前十時開議 (委員長報告)	第四七 岡山県大谷川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)
午前十時開議 (委員長報告)	第四八 岡山県寺部川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)
午前十時開議 (委員長報告)	第四九 岡山県末谷川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)
午前十時開議 (委員長報告)	第五〇 岡山県細田川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)
午前十時開議 (委員長報告)	第五一 岡山県小坂部川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)
午前十時開議 (委員長報告)	第五二 岡山県井原川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)
午前十時開議 (委員長報告)	第五三 岡山県三室川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)
午前十時開議 (委員長報告)	第五四 岡山県尾原川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)
午前十時開議 (委員長報告)	第五五 岡山県木川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)
午前十時開議 (委員長報告)	第五六 岡山県高尾川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)
午前十時開議 (委員長報告)	第五七 岡山県後門川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)
午前十時開議 (委員長報告)	第五八 岡山県東谷川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)
午前十時開議 (委員長報告)	第五九 岡山県梶並川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)
午前十時開議 (委員長報告)	第六〇 岡山県那岐、成松兩河川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)
午前十時開議 (委員長報告)	第六一 岡山県和田谷川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)
午前十時開議 (委員長報告)	第六二 岡山県入江谷川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)
午前十時開議 (委員長報告)	第六三 岡山県津和谷川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)
午前十時開議 (委員長報告)	第六四 岡山県河内谷川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)
午前十時開議 (委員長報告)	第六五 岡山県小高下谷川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)
午前十時開議 (委員長報告)	第六六 岡山県清常川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)
午前十時開議 (委員長報告)	第六七 岡山県興法寺川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)
午前十時開議 (委員長報告)	第六八 岡山県尾原川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)
午前十時開議 (委員長報告)	第六九 岡山県大谷川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)
午前十時開議 (委員長報告)	第七〇 岡山県下郷川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)
午前十時開議 (委員長報告)	第七一 岡山県坂本川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)
午前十時開議 (委員長報告)	第七二 岡山県島木川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)
午前十時開議 (委員長報告)	第七三 岡山県井谷川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)

第七四 岡山県長谷川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)	第七五 岡山県真谷川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
第七六 岡山県血吸川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)	第七七 岡山県新本川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
第七八 岡山県滝山川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)	第七九 岡山県大武谷川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
第七九 岡山県入林川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)	第八〇 岡山県牛神谷川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
第八〇 岡山県牛神谷川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)	第八一 岡山県入林川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
第八一 岡山県入林川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)	第八二 岡山県長谷川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
第八二 岡山県長谷川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)	第八三 岡山県奥山川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
第八三 岡山県奥山川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)	第八四 岡山県電王川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
第八四 岡山県電王川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)	第八五 岡山県正ア谷川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
第八五 岡山県正ア谷川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)	第八六 岡山県豊浦川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
第八六 岡山県豊浦川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)	第八七 岡山県鳴瀬川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
第八七 岡山県鳴瀬川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)	第八八 岡山県鳴瀬川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
第八八 岡山県鳴瀬川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)	第八九 岡山県木庄川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
第八九 岡山県木庄川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)	第九〇 岡山県鴨川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
第九〇 岡山県鴨川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)	第一〇八 新潟県早川改修工事施行に関する請願 (委員長報告)
第一〇八 新潟県早川改修工事施行に関する請願 (委員長報告)	第一〇九 災害復旧対策に関する請願 (委員長報告)
第一〇九 災害復旧対策に関する請願 (委員長報告)	第一一〇 北海道頃別川等治水工事促進に関する請願 (委員長報告)
第一一〇 北海道頃別川等治水工事促進に関する請願 (委員長報告)	第一一一 北海道日勝道路開設に関する請願 (委員長報告)
第一一一 北海道日勝道路開設に関する請願 (委員長報告)	第一一二 埼玉県小山川改修工事施行に関する請願 (委員長報告)
第一一二 埼玉県小山川改修工事施行に関する請願 (委員長報告)	第一一三 大阪府淀川補修工事促進に関する請願 (委員長報告)
第一一三 大阪府淀川補修工事促進に関する請願 (委員長報告)	第一一四 兵庫県舞川一部改修工事施行に関する請願 (委員長報告)
第一一四 兵庫県舞川一部改修工事施行に関する請願 (委員長報告)	第一一五 京都府不動川等改修工事促進に関する請願 (委員長報告)
第一一五 京都府不動川等改修工事促進に関する請願 (委員長報告)	第一一六 災害復旧事業促進等に関する請願 (委員長報告)
第一一六 災害復旧事業促進等に関する請願 (委員長報告)	第一一七 長野県三瀧川改修工事施行に関する請願 (委員長報告)
第一一七 長野県三瀧川改修工事施行に関する請願 (委員長報告)	第一一八 湯田ダム建設に伴う早期償還に関する請願 (委員長報告)
第一一八 湯田ダム建設に伴う早期償還に関する請願 (委員長報告)	第一一九 広島県上蒲刈島村堤防工事施行に関する請願 (委員長報告)
第一一九 広島県上蒲刈島村堤防工事施行に関する請願 (委員長報告)	第一二〇 佐久間ダム建設に伴う天龍川西岸湖畔道路新設の請願 (委員長報告)
第一二〇 佐久間ダム建設に伴う天龍川西岸湖畔道路新設の請願 (委員長報告)	第一二一 北海道夕張市紅葉山、占冠村間に等に道路新設の請願 (委員長報告)
第一二一 北海道夕張市紅葉山、占冠村間に等に道路新設の請願 (委員長報告)	第一二二 国道二十九号線改良工事促進に関する請願 (委員長報告)
第一二二 国道二十九号線改良工事促進に関する請願 (委員長報告)	第一二三 国道二十九号線中一部改良工事促進に関する請願 (委員長報告)
第一二三 国道二十九号線中一部改良工事促進に関する請願 (委員長報告)	第一二四 鹿児島県串木野市内国道改修工事施行に関する請願 (委員長報告)
第一二四 鹿児島県串木野市内国道改修工事施行に関する請願 (委員長報告)	第一二五 二级国道宮崎福山線中一部改良工事施行に関する請願 (委員長報告)
第一二五 二级国道宮崎福山線中一部改良工事施行に関する請願 (委員長報告)	第一二六 岐阜小出只見線中一部改良工事促進に関する請願 (委員長報告)
第一二六 岐阜小出只見線中一部改良工事促進に関する請願 (委員長報告)	第一二七 道路整備費の財源等に関する臨時措置法の施行に関する請願 (委員長報告)
第一二七 道路整備費の財源等に関する臨時措置法の施行に関する請願 (委員長報告)	第一二八 北海道日勝道路開設に関する請願 (委員長報告)
第一二八 北海道日勝道路開設に関する請願 (委員長報告)	第一二九 北海道洞爺湖、虻田駅間道路舗装工事施行に関する請願 (委員長報告)
第一二九 北海道洞爺湖、虻田駅間道路舗装工事施行に関する請願 (委員長報告)	第一三〇 北海道二股、上猿払間道路舗装工事施行に関する請願 (委員長報告)
第一三〇 北海道二股、上猿払間道路舗装工事施行に関する請願 (委員長報告)	第一三一 関門国道トンネル工事促進に関する請願 (委員長報告)
第一三一 関門国道トンネル工事促進に関する請願 (委員長報告)	第一三二 一级国道十七号線中三ヶ谷を開さく工事促進に関する請願 (委員長報告)
第一三二 一级国道十七号線中三ヶ谷を開さく工事促進に関する請願 (委員長報告)	第一三三 岡山県道周而弓削線改修工事施行に関する請願 (委員長報告)
第一三三 岡山県道周而弓削線改修工事施行に関する請願 (委員長報告)	第一三四 道路整備費確保に関する請願 (一件) (委員長報告)
第一三四 道路整備費確保に関する請願 (一件) (委員長報告)	第一三五 静岡県清水市、新潟県直江津町間道路改良工事促進に関する請願 (委員長報告)
第一三五 静岡県清水市、新潟県直江津町間道路改良工事促進に関する請願 (委員長報告)	第一三六 宮城県道白沢長町停車場線改良工事促進に関する請願 (委員長報告)
第一三六 宮城県道白沢長町停車場線改良工事促進に関する請願 (委員長報告)	第一三七 国道三十三号線中高知県大崎村寺村橋架替促進に関する請願 (委員長報告)
第一三七 国道三十三号線中高知県大崎村寺村橋架替促進に関する請願 (委員長報告)	第一三八 府県道等の除雪費国庫補助に関する請願 (委員長報告)
第一三八 府県道等の除雪費国庫補助に関する請願 (委員長報告)	第一三九 国道一号線中箱根道路改修工事施行に関する請願 (委員長報告)
第一三九 国道一号線中箱根道路改修工事施行に関する請願 (委員長報告)	第一四〇 国道二十九号線中一部改良工事促進に関する請願 (委員長報告)
第一四〇 国道二十九号線中一部改良工事促進に関する請願 (委員長報告)	第一四一 広島県道東古佐線を東佐古まで延長する請願 (委員長報告)
第一四一 広島県道東古佐線を東佐古まで延長する請願 (委員長報告)	第一四二 広島県道後免佐古線を東佐古まで延長する請願 (委員長報告)
第一四二 広島県道後免佐古線を東佐古まで延長する請願 (委員長報告)	第一四三 国道四号線中広瀬橋幅員拡張に関する請願 (委員長報告)
第一四三 国道四号線中広瀬橋幅員拡張に関する請願 (委員長報告)	第一四四 京津国道中京都市山科ガード下に歩道設置の請願 (委員長報告)
第一四四 京津国道中京都市山科ガード下に歩道設置の請願 (委員長報告)	第一四五 都市計画法等改正に関する請願 (委員長報告)
第一四五 都市計画法等改正に関する請願 (委員長報告)	第一四六 東京都国立町周辺排水幹線路建設に関する請願 (委員長報告)
第一四六 東京都国立町周辺排水幹線路建設に関する請願 (委員長報告)	第一四七 住宅建設増加促進に関する請願 (委員長報告)
第一四七 住宅建設増加促進に関する請願 (委員長報告)	第一四八 公営住宅建設財源確保に関する請願 (委員長報告)
第一四八 公営住宅建設財源確保に関する請願 (委員長報告)	第一四九 住宅金融公庫融資の貸共同住宅重点化に関する請願 (委員長報告)
第一四九 住宅金融公庫融資の貸共同住宅重点化に関する請願 (委員長報告)	第一五一 首都圏の住宅供給対策に関する請願 (委員長報告)
第一五一 首都圏の住宅供給対策に関する請願 (委員長報告)	第一五〇 住宅金融公庫融資の貸共同住宅重点化に関する請願 (委員長報告)
第一五〇 住宅金融公庫融資の貸共同住宅重点化に関する請願 (委員長報告)	第一五二 第二期公営住宅建設設計に関する請願 (委員長報告)
第一五二 第二期公営住宅建設設計に関する請願 (委員長報告)	第一五三 建設省補助員の身分保障に関する請願 (委員長報告)
第一五三 建設省補助員の身分保障に関する請願 (委員長報告)	第一五四 国連軍の演習場使用に関する請願 (委員長報告)
第一五四 国連軍の演習場使用に関する請願 (委員長報告)	第一五五 駐留軍労働者の退職手当に関する請願 (委員長報告)
第一五五 駐留軍労働者の退職手当に関する請願 (委員長報告)	第一五六 農林漁業金融公庫出資金のわく拡大等に関する陳情 (委員長報告)
第一五六 農林漁業金融公庫出資金のわく拡大等に関する陳情 (委員長報告)	



○藤田進君 國土総合開発審議会委員の選挙は、成規の手続を省略いたしました。議長において指名せられることの動議を提出いたします。

○田畠光君 私は、只今の藤田進君の動議に賛成いたします。

○議長(河井彌八君) 藤田君の動議に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつて議長は、國土総合開発審議会委員に、石川清一君を指名いたします。(拍手)

○中田吉雄君 私はこの際、總理外遊に関する緊急質問の動議を提出いたしました。

○議長(河井彌八君) 中田君の動議に御異議ございませんか。

○鈴木一君 私は、只今の動議に賛成いたします。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつて、これより發言を許します。中田吉雄君。

〔中田吉雄君登壇、拍手〕

○中田吉雄君 私は、日本社会党を代表し、吉田総理の外遊に対し、その所信を質さんとするものであります。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつて、これより發言を許します。中田吉雄君。

〔中田吉雄君登壇、拍手〕

月十六日發表されました朝日新聞では、吉田内閣の退陣を希望するもの四八%、昨十八日發表されました東京新聞では、五八%の多きに達し、吉田内閣に、もつとやつと頂きたいといふのは、僅かに両紙共二三%に過ぎません。これをサンフランシスコ会議当時の支持率五八%と比較いたしませんれば、過世の感なきを得ません。元来外交は、国民の強力なる支持なくしては展開されません。國民のつた二割しか支持しない内閣に何が期待できるでございましょう。(拍手)特にアメリカが、國民の支持しない吉田内閣の弱味につけ込みまして、若干の援助をだしましたしまして、この内閣と取引いたしました。又、吉田総理は、暫く外遊について、旅費の工面がついたら行くと言われましたが、旅費は個人調達であります。吉田内閣は益々安定し、支持が高まるからには、國民の納得できる目的と成るのです。然るに吉田総理は、昨秋池田・ロバートソン会談で不調に終つたが、外務大臣並びに國務大臣からその連絡の上、施行される厖大なる準備費を整えられたということであります。これが外務大臣の手許で國務各省と交渉がなされたのであります。

第三に、吉田総理はワシントン入りと同時に、すでに米國から一億二千万乃至一億五千万ドルの対日援助費をもたらすと伝えられておりますが、その真相は、予備費から三億六千萬円出し、百萬ドルの外貨手当がなされましても日米親善とならず、却つて通告をする訓令を發せられたとのことです。従つて政府自身とされましても、今回の外遊は、疑惑から國民の目をそらすためであり、又内、國民から通告に対し、甚萬今まで遅延策をとられましたことは、吉田内閣の秘密を明確に求めるべきであります。

第五に、吉田総理はワシントン入りと同時に、アメリカ議会の上下両院会議において演説されるということでもあります。その基本構想についてお伺いいたしたい。米國政府並びに議会に於いて、大蔵大臣からお伺いいたしましたが、その演説に対しまして最も深い心を寄せていると外電は伝えておりま

す。我々も又、この演説に重大なる関心を寄せるものである。即ち過去の誤りを認めます。(拍手)かかる世論に対するものとして、深く遺憾とするところであります。(拍手)吉田総理の外遊に対しましては、國民は期待よりかもむしろ憂慮を以て迎えていますので、次の諸点につき率直なる答弁を求めるものであります。

先ず第一に、國民は、内閣の延命策としての外遊に強く反対していますが、總理は外遊を思ひとされる意思はないか、お伺いいたしたい。最近読売、毎日、朝日、東京新聞等は、全国の輿論調査をいたしております。そのうちの最新の調査であるところの五

月十六日發表されました朝日新聞では、吉田内閣の退陣を希望するもの四八%、昨十八日發表されました東京新聞では、五八%の多きに達し、吉田内閣に、もつとやつと頂きたいといふのは、僅かに両紙共二三%に過ぎません。これをサンフランシスコ会議当時の支持率五八%と比較いたしませんれば、過世の感なきを得ません。元来外交は、国民の強力なる支持なくしては展開されません。國民のつた二割しか支持しない内閣に何が期待できるでございましょう。(拍手)特にアメリカが、國民の支持しない吉田内閣の弱味につけ込みまして、若干の援助をだしましたしまして、この内閣と取引いたしました。又、吉田総理は、暫く外遊について、旅費の工面がついたら行くと言われましたが、旅費は個人調達であります。吉田内閣は益々安定し、支持が高まるからには、國民の納得できる目的と成ります。然るに吉田総理は、昨秋池田・ロバートソン会談で不調に終つたが、外務大臣並びに國務大臣からその連絡の上、施行される厖大なる準備費を整えられたといふことであります。これが外務大臣の手許で國務各省と交渉がなされたのであります。

第六に、吉田総理の外遊に備えて、内閣改造の準備がなされているということでありますが、その点についても諸方訓綱理か

官報(号外)

5

○國務大臣吉田茂君登壇、拍手  
○國務大臣(吉田茂君) 只今の御質問に對しましては、國際的影響も考へなければなりません。まだ答弁をなし得る段階に至つております。(拍手)  
「そんな答弁があるか」と呼ぶ者あり  
○國務大臣(緒方竹虎君) 私への御質問は、内閣改造を今考へておるかどうかといふ点であつたと存じますが、只今のところ、内閣改造を考えております。

○國務大臣小笠原三九郎君登壇、拍手  
○國務大臣(小笠原三九郎君) お答えいたします。  
總理の外港に対する経費につきましては、まだ具体的に打合しておりますが、渡航者の確定を持ちまして、その所屬の省又は府の所管に計上した予算から支弁するのが原則であると存じます。(拍手)

○國務大臣(岡崎勝男君)登壇、拍手  
○國務大臣(岡崎勝男君) 各省と連絡して厖大な準備資料を作つておるということについての御質問であります。が、これは從来から各省と連絡しまして、アメリカ側との間のいろいろの問題については、準備資料を作つてあります。又若し、今般總理が外遊されるようなことがありとすれば、その必要もあると考えまして、事務的には各省で準備資料を作つておりますが、別に總理の手許に出すといふ意味じゃなく、万一周間があつたときには答弁されるような準備をいたしておるのであります。(質問しているじゃないか)と呼ぶ者あり、拍手)

○國務大臣(石井光次郎君)登壇、拍手  
○國務大臣(石井光次郎君) お答えいたします。

パン・アメリカンで總理が渡米されるといふことは、まだ決定ではございません。私どもいたしましては、日本航機を行つて頂きたいということを希望いたしております。

第二に、官公吏の渡米する等の場合に、日航機を使うようにしておるのに、その通りに心得ております。そしてその詰合いをちゃんとつけておるのをございます。

それから外国人と日本人が日航機に乗る割合はどんなんだという質問がありましたが、日本人の一〇に対し外国人は七でござります。(拍手)

○總長(河井彌八君) 中田吉雄君  
○中田吉雄君登壇、拍手  
○中田吉雄君登壇、拍手

誠に遺憾とするものであります。元來外交は、強力な国民的な背景の上に立つてなさるべきだと思うわけであります。(その通り)と呼ぶ者あり特に我が国は、アメリカに対しましては、小麦、綿花その他等で最大な得意先であります。が、これは從来から各省と連絡しまして、アメリカ側との間のいろいろの問題については、準備資料を作つてあります。又若し、今般總理が外遊されるようなことがありとすれば、その必要もあると考えまして、事務的には各省で準備資料を作つておりますが、別に總理の手許に出すといふ意味じゃなく、万一周間があつたときには答弁されるような準備をいたしておるのであります。(質問しているじゃないか)と呼ぶ者あり、拍手)

○國務大臣(吉田茂君)登壇、拍手  
○國務大臣(吉田茂君) 只今申した通院から答弁又は説明のため出席を求める際には、それに対して答弁される質務を規定しているわけであります。(義務はあるんだ)と呼ぶ者あり

○國務大臣(吉田茂君) お答えいたしました。

パン・アメリカンで總理が渡米されるといふことは、まだ決定ではございません。私どもいたしましては、日本航機を行つて頂きたいということを希望いたしました以上に、説明はいたしました。

第一條 左の法令は、廃止する。  
一 内國勵業博覽会五箇年目ごとに開設の件(明治十年太政官布告第八十八号)  
二 日本大博覽会の出品に対する法律案



- 一 講演会、討論会、研修会、講習会、映画会等の開催に要する費用  
 二 新聞、パンフレット、ポスター等の文書図面の刊行又は頒布に要する費用  
 三 関係各種の団体、機関等との連絡を図るために要する費用  
 四 その他必要な事業を行うに要する費用

## 附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔内村清次君登壇 拍手〕  
 ○内村清次君 只今議題となりました  
 来第三十一号公職選舉法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申上げます。

日本放送協会昭和二十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

科 目	内	
	摘要	金額
現金預金	合計	四六九二五四三六九五五

検 第一八号  
 昭和二十八年十二月二十五日  
 会計検査院長 佐藤 基

内閣総理大臣吉田茂蔵  
 日本放送協会昭和二十七事業年度貸借対照表等の回付について  
 日本放送協会昭和二十七事業年度財産目録貸借対照表並びに損益計算書ならびにこれに関する説明書の検査を了し右書類を回付する。  
 なお、検査の結果特に記述すべき意見はない。

一、昭和二十七年度財産目録

昭和二十八年三月三十一日現在

科 目	受信料未取金	
	銀行預金	振替貯金
受信料未取金	三三三七二〇六	六八四一七九〇
ラジオ受信料未取金	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇
未収受信料欠損引当金	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇
委託修理業務用物品	一一一	一一一
貯蔵品	一一一	一一一
前払費用	一一一	一一一
その他の流動資産	一一一	一一一
未 収 金	六六六二三三一九〇	六六六二三三一九〇
有価証券	六六六二三三一九〇	六六六二三三一九〇
差入保証金	六六六二三三一九〇	六六六二三三一九〇
保管有価証券	一一一	一一一
外債	一一一	一一一
外債金利	一一一	一一一
国際放送関係政	一一一	一一一
府交付金外	一一一	一一一
電話公債	一一一	一一一
建物賃借保証金	一一一	一一一
集金委託保証預り 金	一一一	一一一

本法案は、衆議院提出にかかるものでありまして、その提案理由をいたしましては、いわゆる公明選挙運動をこの際強力に推進して、これを全国民に認透せしめるためには、當時且つ組織的に行う必要があるということあります。即ち現行の公職選挙法第六条には、選挙管理委員会の使命を規定しておるのであります。選挙は、国民の政治教育上絶好の機会であり、選挙の管理執行の任に当たる選挙管理委員会をして、選挙の重要性と、民主政治の道義について、国民の常時啓発に当たらしめることが最も適当且つ必要でありますので、同条を改正して、この旨を明らかにすると共に、この任務遂行のための経費については、國において財政

新たに一条を設けて規定いたしたのであります。

内に止めた次第である」旨の答弁がありました。その他質疑応答の詳細については、遠記録によつて御承知をお願いいたしたいと存します。

月十日、衆議院議員森三樹二君より提案理由の説明を開いた後、提案者及び

議を行いましたが、その後「國にお

いて財政上必要な措置を講ずると規定

しながら、單に一億円を平衡交付金と

見込むだけでは、地方には不交付团体

もあることであるので、折角の立法目

的が十分達成されないのではないか。即

ちこの場合、いわゆる紐付き財源措置

が必要ではないか」との質問に対し

て、政府当局より、「國において必要

な財政措置を講ずるといふ場合、いわ

ゆる紐付きにすることも不可能ではな

いが、今回は諸般の事情から、この猝

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
 ○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致を以て可決せられました。

右

昭和二十九年一月二十五日

内閣総理大臣 吉田 茂

## 掲載

## 右

日本放送協会昭和二十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

## 並びにこれに関する説明書

〔審査報告書は都合により附録に

提出する。〕

内閣総理大臣 吉田 茂

通話委員長左藤義記君。

先づ委員長の報告を求めます。電気

放送協会昭和二十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書を議題といたします。

開くべき五月十二日討論に入り、採決の結果、本法案は、全会一致を以て、衆議院送付案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告いたします。(拍手)

以上

御報告いたします。(拍手)

以上

御報告いたします。(拍手)

昭和二十九年五月十九日 参議院会議録第四十八号 日本放送協会昭和二十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

一〇四

## 官 報 (号外)

## 二、昭和二十七年度貸借対照表

昭和二十八年三月三十一日現在

## 貸借対照表

(科)	目	(金)	類
現動資産	(資産の部)		
受信料未収金	預金	0.00	
未収受信料欠損引当金	△	0.00	
委託修理業務用物品			
貯蔵品			
前払費用			
その他の流動資産			
流動資産合計			
固定資産			
建物			
構築物			
機械装置			
器具什器			
器具什器減価償却引当金	△	△	
土地			
建設仮勘定			
国定資産合計			
特定資産			
前払費用			
録延勘定合計			
資産合計			
未払金			
(負債の部)			
流動負債			
未払金			

昭和二十九年五月十九日 参議院会議録第四十八号

日本放送協会昭和二十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

(科)	目	(金)	類
事業収入			
受信料			
交付金収入			
収入料			
事業収入合計		△0.00	
事業支出			
事業費			
減価償却費			
開通経費			
事業支出合計		△0.00	
事業支出合計		△0.00	
受信料前受金		10,000,000.00	
その他の流動負債		△0,000,000.00	
流动負債合計		0.00	
長期借入金		0.00	
固定負債合計		0.00	
固定負債合計		0.00	
有資本			
積立金			
ラジオ積立金			
当期剩余金			
当期ラジオ剩余金			
当期ラジオ欠損			
金利			
利息本合計		△0.00	
資本合計		△0.00	
負債、資本合計		△0.00	
三、昭和二十七年度損益計算書			
昭和二十七年四月一日から昭和二十八年三月三十一日まで			

当期ラジオ剰余金  
(テレビジョン)

事業支出来

事業取入

四万八千円

当期リピジョン欠損金

事業取入合計

四、昭和二十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書  
算書に関する説明書

一、決算概説  
昭和二十七年度決算の結果について見るに、その資本総額は、二十四億四一七三万円であり、

これはに対する資産は、四七億八〇五三万三千円から翌八〇万三千円で、これを前年度末資本総額二四億七六万四千円に比較すれば、三四〇八万六千円の増である。

次に、昭和二十七年四月一日からの事業運営の状態を見るに、事業収入は、六三億七二一八万九千円で、事業支出は六二億四六五三万円で、差引当期剰余金は一億一千円で、差引当期剰余金は一億二五六五万八千円であり、これに資本収支を加えた収支全額について見るに、収入総額は七六億八一五九万円で、支出総額は七五億二一九四万九千円で、差引本年度の収支剰余金は一億六七九七万一千円である。

二、資産及び負債並びに損益の状況  
資産について昭和二十八年三月三十一日ににおける資産総額は、四七億八〇八万五千円であり、その内容は、大要次のとおりである。

一 資産  
昭和二十八年三月三十一日ににおける資産総額は、四七億八〇八万五千円で、その内容は、手持資金で一万五千円、手持資産で一万四千円中現金預金三億二千円、流動資産総額四億六九二五万円は、手持資金で一七万五千円は、手持資金で

(販古六年六月八日)

事業支出來  
減価償却費  
当期利子  
当期利子  
減価償却費  
支出來  
当期利子  
当期利子

三萬一千円  
六千円  
三萬一千円  
六千円

三萬一千円  
六千円  
三萬一千円  
六千円

あり、受信料未収金三四六一万五千円は、ラジオ受信料未収金五四六一万五千円から翌〇〇万円を控除したものである。委託修理業務用物品六七万六千円は、放送法第九条第二項第七号により行うラジオ機器修理用物品の在庫高であり、貯蔵品二五七一万七千円は、一般機器補修用材料、業務用品消耗品等の在庫高である。前払費用一〇〇五万円は、放送送債務料金未収金二五四万六千円、国際放送交付金未収金七五〇万円等であ

り、放送債務券一六億二〇〇万円及び長期借入金四億九七〇〇万円であり、このうちラジオ関係借入金は二億七七〇〇万円、テレビジョン関係未完成施設一億一三八〇万七千円である。

ハ 特定資産  
特定資産二億九六四〇万円は、減債用放資で放送債務券償還のための資金である。

二 花旗銀行  
花旗銀行一六億二四〇〇万円に対し、放送法第四十二条第三項によつて積み立てられた債券債のための資金である。

三 損益について  
本年度決算の結果は、先に述べたとおり、当期剰余金は一億二五六五万八千円である。

イ 流動負債  
昭和二十八年三月三十一日ににおける負債総額は、二三億三八八〇万三千円であり、その内容は大要次のとおりである。

一 収入について  
本年度における収入総額は、受信料六〇億三七九万四千円、交付金收入三八九七万三千円及び雑収入三八九七万三千円及び雑収入三八九七万三千円、合計六三億二八九六万三千円、合計六三億七一七三万円で、これに対しは、放送債務券発行額一六億二四〇〇万円の差引未償却額六二五〇万三千円等である。

二 収入について  
本年度における収入総額中ラジオ関係は、七億三九九万三千円及び雑収入三九一八九万八千円、未収受信料一七三万一千円(建設費から振り替えた間接経費六八八六万三千円を含む)、合計六二億六千円である。

イ 資本収入  
資本収入は、一〇億八九四〇万一千円で、これを予算額一二億二〇〇万円に比較すれば、一億一二五九万九千円の收入減である。

一 収入について  
昭和二八年三月三十一日ににおける負債総額は、二三億三八八〇万三千円であり、その内容は大要次のとおりである。

一 収入について  
昭和二八年三月三十一日ににおける負債総額は、二三億三八八〇万三千円であり、その内容は大要次のとおりである。

一 収入について  
昭和二九年三月三十一日ににおける負債総額は、二三億三八八〇万三千円であり、その内容は大要次のとおりである。

二 収入について  
昭和二九年三月三十一日ににおける負債総額は、二三億三八八〇万三千円であり、その内容は大要次のとおりである。



は、テレビジョン放送事業は、昭和二十八年二月から開始せられたものでありますので、前年度との比較はできませんが、二億四千九百二十一万円が新たに資産となつております。又負債につきましては、ラジオ関係におきまして四億五千四百七十四万円、即ち約二割七分の増加となり、テレビジョン関係におきましては二億二千万円が新たに負債となつております。

次に、二十七年度の損益計算は、事業収入総額六十三億七千二百十八万円、事業支出総額六十二億四千六百五十三万円でありまして、ラジオ関係においては、差引剰余一億六千四百七十四万円、テレビジョン関係においては、差引損三千九百九万円となつておりますが、協会の事業収支の全体から見ますと、差引一億二千五百六十五万円の剰余となつております。

当委員会は本件について郵政当局、会計検査院並びに日本放送協会長及び同理事について、詳細に亘つて質疑をいたしました。その詳細は速記録によつて御承認を願いたいと存じます。

五月十三日、質疑を終えて討論に入りましたところ、自由党の島津委員より、本件について異議がないとの議決をなすことの動議の提出があり、これを議題として討論を進めましたところ、緑風会の新谷委員より、「予算及び決算の法規関係について再検討を加えること、予算に比して相当多額の支出をするときは、予算修正の手続をとること、又緑越剰余金について、工事遅延等による支出緑越の性質のものと、純粹の剰余金との区別を明らかにする

ことにつきまして、今後の検討」を希望せられ、次に、日本社会党第二控室を代表して山田委員より、「予算の効率的使用に一層努力すること、技術の進歩の程度の激しい電波界の現状に鑑み、協会の機械施設の減価償却を一段と積極的に行うこと」を希望せられ、更に日本社会党第四控室を代表して久保委員より、「公共放送が大衆の受信料によつて成り立つてゐる点に鑑み、今後経理上、法規上、その特殊性の發揮に努力すべきこと」を希望せられて、いずれも島津委員の動議に賛成せられたのであります。

討論を終えて採決をいたしましたところ、全会一致を以て、本件は異議がないと認決すべきものと決定いたしました次第であります。

右、御報告申上げます。

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより本件の採決をいたします。本件全部を問題に供します。委員長報告の通り決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて本件は、全会一致を以て、委員長報告の通り決せられました。

目次

第一回 第一章 総則  
(定義)

第一条 この法律において「協定」とは、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定をいう。

第二回 第二章 刑事手続(第二条—第十一条)

附則

第一章 総則

第一条 この法律において「協定」とは、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定をいう。

第二条 この法律において「派遣國」とは、一千九百五十年六月二十五日、六月二十七日及び七月七日の国際連合安全保障理事会決議並びに一千九百五十一年二月一日の国際連合総会決議に従つて朝鮮に軍隊を派遣したアメリカ合衆国以外の国であつて、日本国との間に協定が効力を有している間におけるものをいう。

第三条 この法律において「国際連合の軍隊」とは、派遣國が前項に規定する諸決議に従つて朝鮮に派遣した陸軍、海軍及び空軍であつて、日本国内にある間におけるものをいう。

4 この法律において「国際連合の軍隊の構成員」とは、国際連合の軍隊に属する人員で、現在服役中のものをいう。

5 この法律において「軍属」とは、派遣國の国籍を有する文民(派遣國及び日本国の二重国籍者については、当該派遣國が日本国内に入れた者に限る)で、当該国際連合の軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴するもの(通常日本国内に在留する者を除く)をいう。

6 この法律において「家族」とは、左に掲げる者(日本国の国籍のみを有する者を除く)をいう。

一 國際連合の軍隊の構成員又は軍属の配偶者及び二十一歳未満の子の子。

二 國際連合の軍隊の構成員又は軍属の父、母及び二十一歳以上(子の子で、その生計費の半額以上を当該国際連合の軍隊の構成員又は軍属に依存するもの)の子。

三 この法律において「国際連合の軍隊」によつて逮捕された者の受領

7 軍隊の使用する施設」とは、協定第五条第一項の施設をいう。

第二回 第二章 刑事手続

第一条 (施設内の逮捕捕等)

第二条 國際連合の軍隊がその権限に基いて整備している国際連合の軍隊の使用する施設内における逮捕、勾引状又は勾留状の執行その他人身を拘束する処分は、当該国際連合の軍隊の権限ある者の同意を得て行い、又は当該国際連合の軍隊の権限ある者に嘱託して行うものとする。

2 死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁固にあたる罪に係る現行犯人を追跡して前項の施設内で逮捕する場合には、同項の同意を得ることを要しない。

3 前二項の場合を除く外、検察官又は司法警察員は、引き渡されると御異議ございませんか。

〔御異議なし」と呼ぶ者あり〕

以上、両案を括して議題とするととも御異議ございませんか。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。法務委員長部話一君。

第三回 第三回 檢察官又は司法警察員は、逮捕された者が国際連合の軍隊の構成員又は軍属であり、且つ、その者の犯した罪が協定第十六条第三項(a)に掲げる罪のいずれかに該進歩の程度の激しい電波界の現状に鑑み、協会の機械施設の減価償却を一段と積極的に行うこと」を希望せられ、更に日本社会党第四控室を代表して久保委員より、「公共放送が大衆の受信料によつて成り立つてゐる点に鑑み、今後経理上、法規上、その特殊性の發揮に努力すべきこと」を希望せられて、いずれも島津委員の動議に賛成せられたのであります。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和二十九年四月三十日

衆議院議長 河井彌八

参議院議長 堀 康次郎

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕





現在統領中の事業はそれで完成できるか、今後も新規事業計画があるか等でございます。かくて質疑を終了いたし、討論を省略して採決の結果、全会一致、原案通り可決すべきものと決定いたしました次第でござります。

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、御報告申上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなけます。これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなけます。よつて本案は、全会一致を以て可決せられました。

○議長(河井彌八君) 日程第九、モーターボート競走法の一部を改正する法律(衆議院提出)を議題といたします。先づ委員長の報告を求めます。運輸委員長前田穂君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十九年五月六日  
衆議院議長 堀 康次郎

参議院議長河井彌八殿

モーターボート競走法の一部を改

正する法律案

六年法律第二百四十二号)の一部を次のように改定する。

第二十七条第三号の次に次の二号を加える。

四 葉として勝舟投票券の購入の委託を受け、又は財産上の利益を図る目的をもつて不特定多数の者から勝舟投票券の購入の委託を受けた者

〔附則〕 この法律は、公布の日から施行する。  
○前田穂君登壇、拍手  
○前田穂君 只今議題となりましたモーターボート競走法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

本改正案の要点は、勝舟投票券の購入に関しまして、その委託を受けて、金を預りながら勝舟投票券を購入しないで、的中した場合は自己の負担で支払い、的中しない場合は自己の収入とする、いわゆる呑み屋が発生して参りまして、これをこのまま放置いたしておきますと、施行者の収入が減じ、延いては本法の目的の一つである地方財政の改善が阻害される虞れがあるなど質疑におきましては、本改正案に掲げる罰則と、これに相当する自転車競技法の罰則との刑の量定の相異についての質疑に対し、政府当局は「自転車競技法の改正により、同法に規定する罰則はモーターボート競走法に規定する罰則に比べ重くなつたが、近い機会にこれを改正して、類似法律との罰則の均衡を図りたい」との答弁がありました。その他改正案提出の経緯、改正案制定後の運用、効果等について質疑が行われたのであります。詳細は速記録に譲りたいと思います。

討論に入りましたところ、「モーター ボート競走法制定当時の経緯に鑑み、得の対象としない処理方法を実施する」という特別の考慮を払われたいとの趣旨によつて、これらを実行して来たものであるから、その施設及び附属物が、過去半世紀に亘り旧海軍軍人の零細な融資を基にして造営して來たものであるから、その施設及び附属物の今後の転換処理に際しては、絶対に營利団体又は個人的利用、森林組合、漁業協同組合が、その

意見が述べられました。採決に入りましたところ、本法案は、原案通り可決すべきものと全会一致を以て決定いたしました次第であります。

○前田穂君登壇、拍手  
○前田穂君 只今議題となりましたモーターボート競走法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたしました。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

意見が述べられました。採決に入りましたところ、本法案は、原案通り可決すべきものと全会一致を以て決定いたしました次第であります。

右、御報告申上げます。

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたしました。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

意見が述べられました。採決に入りましたところ、本法案は、原案通り可決すべきものと全会一致を以て決定いたしました次第であります。

右、御報告申上げます。

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらは請願及び陳情は委員長報告の通り採択し内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔附則〕 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事小林政夫君。

性格に公益性を有するにかかわらず、組合に対する法人税が一般營利企業と大差のない取扱を受けているので、これらに對する法人税減免の措置を講ぜられたいとの趣旨であり、日程第十二の請願は、社団法人大日本農会、大日本山林会、大日本水産会の三会が、事業奨励助成の目的を以て、明治二十三年、赤坂溜池所在の御料地を五十ヵ年無料で借用し、昭和十五年を以て一応該地の契約期間が満了したのであります。だが、當時、國も何らの異議もなく、引続き使用を繼續しておるので、借地法による法定契約更新が行われたものと思われる故、右国有地は請願者が地上権者であることを確認せられたいとの趣旨であり、日程第十三の請願は、旧軍港市転換法による諸都市において、内協議されるよう取計らわれたいとの趣旨であります。

右、御報告申上げます。

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらは請願及び陳情は委員長報告の通り採択し内閣に送付することに決定いたしました。

〔附則〕 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。深川タマエ君。

〔附則〕 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。深川タマエ君。

〔附則〕 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告求めます。深川タマエ君。

